

防犯カメラ設置費の一部を補助します

市ではこれまで地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置しようとする町内会・商店街に対し、その設置費用の一部を支援してきましたが、更なる地域の防犯意識の向上と安全・安心なまちづくりの発展に寄与することを目的とし、対象をマンションや店舗等事業所の駐車場に拡大します。

※町内会・商店街で設置を検討される方について、今までの補助制度は継続しております。下記まで個別にお問い合わせください。

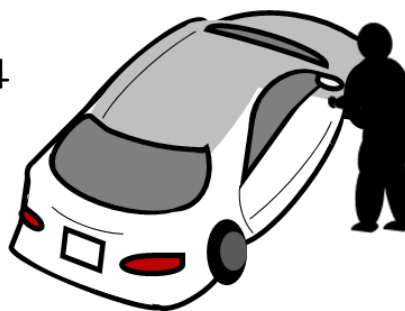
対象者

- ①分譲マンション管理組合の代表者
- ②賃貸共同住宅の所有者
- ③貸駐車場の所有者又は管理者
- ④事業経営者



補助金額

防犯カメラの設置に要する費用の5分の4
※上限16万円
※1事業所につき同一年度1回限り
※申請後5年間は追加申請不可
※維持管理に係る費用は除く



対象となる駐車場

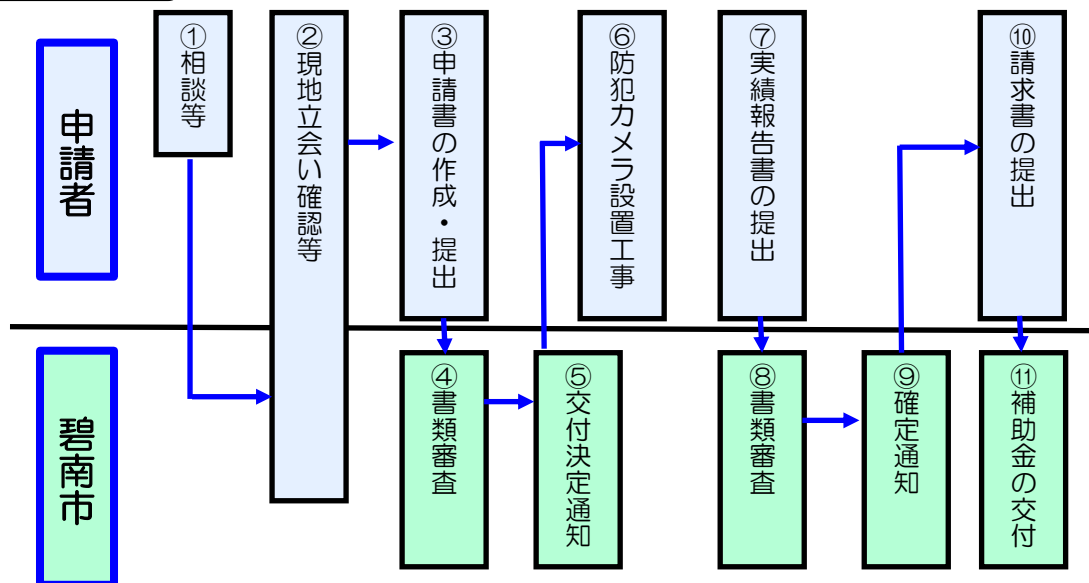
- ①市内に所在すること
- ②5戸以上の分譲マンションもしくは賃貸共同住宅の駐車場、貸駐車場、事業経営者が管理する施設の一般来客駐車場もしくは従業員駐車場
- ③5台以上の駐車が可能であること
- ④交付申請の時点において既に利用に供されていること

◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎ 0 5 6 6 - 9 5 - 9 8 7 3

申請手続き



ア ③の申請時に必要なもの

- (ア) 補助金交付申請書
- (イ) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書
- (ウ) 防犯カメラ機器のカatalog
- (エ) 防犯カメラの設置及び運用に関する要領
- (オ) 配置図（建物、道路等、防犯カメラの位置関係がわかるもの）

イ ⑦の実績報告時に必要なもの

- (ア) 補助事業等実績報告書
- (イ) 防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し
- (ウ) 防犯カメラ及び表示板の現況写真
- (エ) 防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

※ご注意ください※

- ◆ 防犯カメラの設置工事は必ず補助金交付決定通知を受けてから施工してください
- ◆ 補助金の交付を受けるために、次に掲げる要件を満たすことが必要です
 - ① 防犯カメラの設置が地域の防犯活動の一端を担うよう、撮影範囲の概ね3分の1以上に公共の場所（道路等）を含めること
 - ② 防犯カメラの設置から5年間は、その利用を継続すること
※途中で利用を中止したり、カメラの撮影方向を変更するなどした場合、補助金の返金を求める場合があります。
 - ③ 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成25年3月27日愛知県策定）に準拠し、防犯カメラの適正な設置及び運用を図ること